

2011-12-07：平成23年町税等徴収対策強化特別委員会 名簿

1

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成23年12月7日（水）

午前10時00分

閉 会 午前11時22分

出 席 者 議 員 9 名

出 席 委 員	委員長	室 伏 友 三	副委員長	杉 本 光 明
	委 員	露 木 寿 雄	委 員	長谷川 俊 子
	委 員	丸 山 孝 夫	委 員	小 澤 眞 司
	委 員	土 屋 誠 一	委 員	松 野 満
	議 長	室 伏 重 孝		

欠 席 委 員 な し

傍 聴 議 員 1 番 山本俊明議員、5 番 佐藤 恵議員、8 番 内藤陽子議員
10番 原田 洋議員

一 般 傍 聴 神奈川新聞社 武田記者

説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 公営企業管理者（企業部長）：青木 剛

教育長：篠原通夫 消防長：秋山榮作 総務部長：北村 満

総務部行政課題担当部長：高橋 正 福祉部長：鈴木誠二

まちづくり部長：森本真純 教育委員会事務局長：岩本知三

（徴収対策室）室長：朝倉礼彦 副室長：須藤裕明

主幹：菊地敦子、川口かやみ、梨子本隆志、松本裕之（県派遣）

副主幹：高橋資次、二宮 淳、二見祐輔、飛田直哉、常盤茂樹

（地域政策課）課長：柏木高史

（税 務 課）課長：佐藤吉弘

（福 祉 課）課長：菅沼浩行 主幹：池谷良二

（介 護 課）課長：富岡 清

（住 民 課）課長：力石浩一 主幹：新磯一寿

（水 道 課）課長：小澤宣昭 副課長：柏木敏明

（温 泉 課）課長：力石 剛

（下水道課）課長：鈴木祥雄

（学校教育課）課長：山浦雅一

書記： 議会事務局長 高橋茂雄 議会事務局主幹 開沼 靖

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成23年12月7日（水）午前10時00分

○委員長【室伏友三君】 ただいまから、町税等徴収対策強化特別委員会を開会いたします。

傍聴議員の報告をいたします。傍聴議員は山本議員、佐藤議員、内藤議員、原田議員です。

それでは、町長からご挨拶をお願いします。

○町長【富田幸宏君】 皆さん、おはようございます。

9月定例会におきまして、本町税等徴収対策強化特別委員会が、議会側からのご提案の中で設置をされ、実質的な審議は今日がスタートということになります。

委員会開催におきましては、正・副委員長をはじめ、委員各位にご出席をいただきまして、ありがとうございます。町といたしましても、平成22年7月1日から、徴収対策室を設置し、鋭意、町税等の徴収の強化を進めているところでもございますが、平成22年度の決算につきましても、監査委員からも、税の公平性、料金の妥当性維持という、こういった意見の中で、徴収をさらにきちんと厳しくという、こういったご意見も頂戴している中で、本委員会が設置されたという状況もあるのかなと思っておりますが、議会側の皆さんと情報を共有する中で、しっかりと町といたしましても、徴収対策に鋭意努めてまいりたいという思いでございます。

本委員会の中で、またいろいろなご意見やアイデア、またそういった中で、その町の徴収対策を進める中で、いろいろな参考にさせていただきたいと、こんな思いもございます。まずは委員会の設置をいただき、第1回目がスタートするということ、御礼申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長【室伏友三君】 続きまして、議長からご挨拶をお願いします。

○議長【室伏重孝君】 皆さん、おはようございます。

12月定例会の中での町税等徴収対策強化特別委員会、第1回目、今、町長からお話がありましたけど、第1回目の委員会が開かれることになりました。そのような中で、皆様方、大変お忙しい中で、この委員会に出席していただきまして、感謝申し上げる次第でございます。

内容等につきまして、いろいろと出てくると思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

○委員長【室伏友三君】 ありがとうございます。

それでは、本日の進行につきまして、まず案件（1）平成23年度10月末町税等収納状況について、次に、報告事項（1）子ども手当からの保育料等の徴収についてを行って、最後に案件（2）平成23年度滞納繰越分滞納者についてを審議したいと思います。

審議に入る前に、案件に入る前にですが、ぜひ会議が、円滑かつスムーズに動いていきますように、皆様方のご協力をお願いすると同時に、同じような内容の質問・意見、これは、ぜひ控えていただき、回答される行政側の皆さんも、的確かつ明瞭簡潔に、そして分かりやすくお願いしたいと思います。

また、答弁の際は、所属と名前をはっきり述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、案件に入ります。（1）平成23年度10月末町税等収納状況について、須藤徴収対策室副室長からお願いします。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 （資料No. 1 説明）

○委員長【室伏友三君】 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 保育園の保育料には、幼稚園の保育料も入っているのかどうか、お聞きします。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 こちらは、保育園保育料のみで、幼稚園の保育料は入っておりません。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 幼稚園は、滞納は、ないということで、判断してよろしいですか。

○委員長【室伏友三君】 山浦学校教育課長。

○学校教育課長【山浦雅一君】 小澤委員のご質問にお答えします。

福浦幼稚園につきましては、滞納はございません。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 水道と温泉の料金の未収入分が、0になっていますね。これは、前回説明受けたときに、ちょっと納得しなかったんだけど、この説明を乞いたいんですけど。予算額の中の未収分。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 水道と温泉につきましては、企業会計をとっておりまして、予算上の未収ということではなくて、調定のところに、未収分として、これが一般会計で言う、滞納という形になります。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 なぜ未収入分で0にして、調定額で滞納という表現を使いましたけども、これを載せているんですか。この理屈がわからないんですよ。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 公営企業の会計は、調定が全部収入になります。未収分が現金になっていないと。未収分を回収することによって、現金になると。すでに、収入として、調定の段階で、収入として見ているわけです。会計処理上。

ですから、予算の中に、普通の税等によります滞納の分の、徴収して予算になるというものではないという、会計処理上の問題でございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、前回も報告あったんですけども、納得いかなかったんだけど、決算の中では、これで言う滞納分というのは、決算上ではないですよ。その辺はどうなんですか。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 決算の中では、未収金として、現金化されてもないということと載ってくるということでございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 だから、決算書の中では、滞納金という表現はないですよ。決算書の中には。ということは、滞納金自体が、決算書の中では、正確には見えないということですよ。その辺はどうなんですか。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 滞納分というか、未収分が滞納と考えていただいていいということでございます。決算書の中にも、未収金として、それは載っております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 載ってる。載ってないよ。決算書持ってきてみて。載ってないはずですよ。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 滞納という表現ではなくて、未収ということで、同じ滞納と同じに考えていただいて結構ですけれども、未収金として、企業の会計上は未収金となるということでございます。滞納分ではなくて、未収という形。同じように考えていただいて結構ですけれども。

○13番【小澤眞司君】 同じように考えないから、聞いているんですよ。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 未収分が、調定を起こした段階で、すでに全部収入となります。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 だから、未収分としては、正確にはないんですよね。お金をもらったという前提で、決算してるんでしょう。数字上では。前に、そういう説明しなかった。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 公営企業の会計の中には、調定を起こしただけで収入になります。確かにそうなります。それが複式簿記で公営企業をやっておりますけども、その中で、今度現金になったものと、現金にならないで未収、まだ収まってない未収金という、こういう扱いになります。

決算書の中に、同じように未収分という形で、決算書には載っているということでございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、だから最初の予算額の中で、0にするというのは、未収分として0にするというのは、これはおかしいんじゃないですかという質問です。最終的に。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 予算のところの未収分が0というのは、一般会計で滞納繰越分として、いくら入るかというふうに一般会計は予算を組んでおりますけども、企業会計の場合には、調定段階ですでに収入になっておりますので、入らないものは未収として処理をして、未収金を集めたときに、現金になると、こういう会計上の処理でございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 それは、それでいい。

あと、今の報告では、介護保険だけが減率して、他は、全て、昨年度に比べて増になっていると、前年度ですね、という報告をなさっていましたが、この3月末までには、この状態が改善されて、最終的には町税の収入状況は、大幅に改善されるんですか。その確認を。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 ぜひ、小澤委員のおっしゃるとおり、全科目、プラスというような形で報告をさせていただきたく、鋭意努力しておりますが、今ここで、必ず改善されるというお約束は、ちょっとできかねますけども、いい成績を残せるように、鋭意努力してまいります。お約束させていただきます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、現状でやっている徴収のやり方ですけども、前年度に比べて改善される、あるいは町民が協力してきているというふうに考えてよろしいんですか。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 そのようにお考えいただいて、結構です。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。丸山委員。

○12番【丸山孝夫君】 介護保険料と後期高齢者の保険料の、当月収入の中でマイナスっていうのは、これは、ちょっとこのところ説明してくれない。

○委員長【室伏友三君】 富岡介護課長。

○介護課長【富岡 清君】 介護保険料の当月収入がマイナスになっている部分ですけど、それにつきましては、特別徴収ということで、特別徴収につきましては、年金から天引きしていますが、死亡とか転出がありますと、還付が生じてきます。その分がマイナスということでございます。

○委員長【室伏友三君】 丸山委員。

○12番【丸山孝夫君】 そうすると、後期高齢者の一番下の滞納繰越分のマイナスも、滞納繰越分の中の、いわゆる返したというような、そういうこと。

○委員長【室伏友三君】 力石住民課長。

○住民課長【力石浩一君】 内容的には、介護の方と同じでございます。対象者の方が75歳以上ということで、お亡くなりになる確率が多いですし、あと、転出ということもありまして、その影響でございます。

○12番【丸山孝夫君】 分かりました。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。

(なし)

○委員長【室伏友三君】 それでは、次の案件に移りたいと思います。

先ほど申しましたように、案件（２）に入る前に、報告事項をやらせていただきたいと思います。

４ 報告事項（１）子ども手当からの保育料の徴収について、池谷福祉課主幹からお願いします。

○福祉課主幹【池谷良二君】 （資料No. 2 説明）

○委員長【室伏友三君】 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

小澤委員。

○１３番【小澤眞司君】 まず保育料の問題ですけれども、町対応としては、徴収対策室と連携を図るという表現が書いてありますけれども、これは、保育料の資料No. 1の一番下の欄ですけれども、これは、福祉課単独で、この徴収はできないんですか。徴収対策室が実際にお金を、福祉課単独で、特別徴収をするということは、できないんですかという質問です。

○委員長【室伏友三君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 特別徴収につきましては、事務手続き上は、福祉課が当然、実施することになります。

あと、対象者の選定ですけれども、何人か予定の方がいらっしゃいますけれども、その方々、保育料のみならず、他の税・使用料等もあろうかと思います。その中で、特別徴収の対象者として選定していいかという部分を協議しなければいけない、また、対象者の方々と普段折衝している徴収対策室の意見も聞かなければいけない。そういう面で、事務的には福祉課で行いますが、選定の段階では、当然徴収対策室と協議が必要という考え方でおります。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○１３番【小澤眞司君】 そうすると、保育料自体も、徴収対策室で徴収しているんですか。

○委員長【室伏友三君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 現年分につきましては、口座振替でいただいております。それが未納になった方には、徴収対策室でもお声をかけていただいておりますし、過年度部分につきましては、徴収対策室の力をお借りして、徴収しているのが現状でございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○１３番【小澤眞司君】 それから法第２５条の方で給食費、これもとれるという話になっていますけれども、これ対象者はどのくらいいるんですか。給食費を未納の人たちは。

○委員長【室伏友三君】 山浦学校教育課長。

○学校教育課長【山浦雅一君】 小澤委員のご質問にお答えします。

給食費という限定ですが、ほとんど滞納という部分では・・・。

○委員長【室伏友三君】 ちょっとお待ちください。露木副町長。

○副町長【露木高信君】 岩本教育委員会事務局長、前に総務文教・福祉常任委員会のときに、滞納は、ないと言ったけれど、それを訂正してください。

○委員長【室伏友三君】 岩本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長【岩本知三君】 以前の総務文教・福祉常任委員会の中で、「給食費の滞納はございません」と発言いたしましたけれども、繰り越しての滞納はない、前年度からの滞納はありませんけれども、その年度内に滞納している方がございました。申し訳ありませんでした。

○委員長【室伏友三君】 それでは、続いて、山浦学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長【山浦雅一君】 今、局長が申しあげましたように、滞納件数は若干ありますが、この件につきましては、教育委員会としては、教頭先生にがんばっていただいて、何とか遅れがちでも、現年で対応できるように、今、調整しているところです。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○１３番【小澤眞司君】 対象者はどのくらいいるんですか。

○委員長【室伏友三君】 岩本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長【岩本知三君】 給食費でございますけれども、湯河原小学校で7人ございます。12月現在で、8万8,000円でございます。

これにつきましては、1名につきましては、遅れて、現在、納付をしております。その他の子どもにつきましては、原因を調査しまして、なぜ納付ができないかという原因が掴めましたので、それを解決するように、今現在、調整をしているところでございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 じゃあ、湯河原小学校だけですか。7名でよろしいんですか。

○委員長【室伏友三君】 岩本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長【岩本知三君】 東台福浦小学校に2名おりますけれども、準要保護でございますので、3月31日までは、全部それは完納する予定になっております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、特別徴収の徴収の問題として、法第26条はここに書いてあるように、1万5,000円しか取れませんか。法第25条については、具体的にはどういう方法で徴収なさるんですか。

これは一番最後に、町対応として書いてありますけれども、給食費については、書いてないですね。

○委員長【室伏友三君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 福祉課といたしましては、この法第25条の申出につきましては、今のところ、保育料について、適用を図っていきたいと考えております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 じゃあ、教育委員会は、どうなんですか。

○委員長【室伏友三君】 山浦学校教育課長。

○学校教育課長【山浦雅一君】 先ほどは、申し訳ありませんでした。

給食費につきましては、あくまでも学校単位で、給食費を徴収しております。やみくもに、こういう制度を使って、徴収するのではなく、保護者と学校と話し合いをよくしていただいて、年度内にすべての給食費を徴収できるように、努力してまいります。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 特に私が知っている範囲では、湯河原小学校で、もう数年前の話ですけども、PTAの皆さん方が、給食費を徴収してまわっているという話をお伺いするんですが、それは事実ですか。

○委員長【室伏友三君】 山浦学校教育課長。

○学校教育課長【山浦雅一君】 給食費の徴収ですが、湯河原小学校につきましては、実は、本日も、給食費を集めるために、PTAの役員さんにお集まりになっていただいて、学年ごとに徴収を行っております。

その徴収した給食費を銀行まで納入するのは、教育委員会の職員が対応しております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、給食費を持ってこないという子どもが、PTAの父兄にわかりますよね。そういうことが逆に、子どもの学校への通学問題にもつながる可能性があるんじゃないんですか。その辺はどうですか。

○委員長【室伏友三君】 山浦学校教育課長。

○学校教育課長【山浦雅一君】 確かに、小澤委員がおっしゃるとおりに、いろいろなケースが考えられます。

今日、給食費の徴収と言いましても、なかなか全部の児童の給食費がいっぺんに集まることは少なく、やはりこの1週間ぐらいに、忘れていたとか、いろいろな事情があって、遅れる子もいますけど、だいたい2回か3回に分けて、徴収しているのが現状です。

今言った、子どもの通学について、問題があるかというご質問ですが、その辺につきましては、徴収されているPTAの役員の方も、そのことを公言するということではなく、特にそのことで子どもが通学できないと

か、そういうことは、聞いてはおりません。

また、もしそういう問題があれば、徴収する場所には教頭先生もいらっしやっていますので、何か問題があれば、その場で相談等ができるようになっております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 実際には、教育委員会にそういう相談は、あったんですか。

○委員長【室伏友三君】 山浦学校教育課長。

○学校教育課長【山浦雅一君】 実は、徴収日に私も行かせていただきまして、まだ3回のうち2回なんですが、特にそういう雰囲気は感じられませんでした。

また、そういう場で相談をということは、聞いておりません。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 具体的には、この法第25条・26条の対象者については、ここに書いてあるように、対象者等、範囲が書かれていますけども、今年の10月から来年の3月までに限ると書かれていますけども、それ以降はできないんですか。

○委員長【室伏友三君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 先ほどでもご説明させていただきましたとおり、今回、施行しております特別措置法、措置法の期限が来年の3月までということになっております。

また、この特別徴収をするがための法律の施行令、政令でございすけれど、政令の中でも、来年の3月までというような規定がございす。それで、ここに書かせていただいたのが1点。

それから、ご存知のとおり、平成24年度につきましては、一般的な情報の中では、児童手当法を改正して云々という話が出ておりますけども、国においての法律の改正の状況がどうなるか、まだ不確定な要素がございす。

所管課といたしましては、来年度以降もやらせていただきたい気持ちはございすけども、如何せん法律に基づくものですから、未定ということにさせていただきます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 いままで湯河原町自体が、子ども手当からこういう料金をとるという発想がなかったんですね。それで、他の市町村ではやっているという話も出ていましたけども、湯河原町としては、こういう法律がはっきりしてれば、徴収は可能だと私は考えていますけども、とりあえず24年度以降は未確定というように判断してよろしいですか。

○委員長【室伏友三君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 「未確定」ということですね。あまり適切じゃないかと思ひますけども、「未確定」ということでお願いいたします。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 来年の3月前までに、こういう法律に基づいた料金を徴収して、それ以降、24年4月以降、法律が使えなくなった段階における徴収のことについて、どうお考えになっているのか、それが最後ですけど。その辺をどういうふうに対策しているのか、教えてください。

○委員長【室伏友三君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 法律が使えなくなった、まあ適切じゃない言い方かも知れませんが、法律に基づく特別徴収若しくは申出による徴収が、仮にできなくなったとしても、また今年やるにしても、保護者の方とは、折衝若しくは、協議をした中で、いずれにしても、徴収するという形をとっていく予定でございす。

そういうことですから、年度が越えて、法律が使えなくなったとしても、保護者の方とのつながりはございすので、その中で納付を促して、協力していただきたいという旨を伝えて、徴収に努めたいと思ひております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 ぜひ、今、課長の言った中身で、そういう対象者に対しての協議をしっかりと上で、確実な徴収を進めていっていただきたいと、こう思ひております。

以上です。

○委員長【室伏友三君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 私の方から、少し気になる部分を。

この仕組みそのものは、今回この特別徴収という委員会の中での資料、仕組みの説明でございますので、いわゆる徴収対策という視点でのご質問が多かったと思いますけど、やはり仕組みとして、これが選べるという状況もございますので、法律の執行そのものは別といたしまして、今回こういった仕組みを町としても、逆に滞納者のみならず、この方が便利だという、こういった仕組みもあろうかと思っておりますので、両方の側面から、この制度のあり方を、まずは、この委員会にご説明をという部分もございますので、ひとつご理解をいただければと思います。

○委員長【室伏友三君】 それでは、委員会途中でありますけれども、神奈川新聞の武田記者から、傍聴の申出がありましたので、これを許可したいと思います。よろしくお願いします。

あわせて、写真もということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて、委員の方、何かご質問等はございますか。

(なし)

○委員長【室伏友三君】 次に、案件(2)平成23年度滞納繰越分滞納者について、滞納者に関する資料提出後の審議については、内容を勘案いたしますと、秘密会とすることが適切であると考えますが、秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。

お諮りいたします。秘密会とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長【室伏友三君】 全員賛成。

よって、これより先の審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。

ただ今、秘密会とすることに決定いたしましたので、湯河原町議会会議規則第91条第2項の規定に基づき、これから申し上げます方以外の皆さんの退席を、求めたいと思います。

町議会議員、町長、副町長、公営企業管理者、総務部長、福祉部長、徴収対策室の副主幹以上、税務課長、住民課長、福祉課長、介護課長、水道課長、温泉課長、下水道課長及び議会事務局職員以外の方の退席を求めます。よろしくお願いします。

一般傍聴者の方もいらっしゃいますけども、これは、秘密会でありますので、ぜひご理解いただき、議会の会議は公開が原則でありますけども、一定の要件のもとに、公開しないことができることになっております。これを秘密会と申しますので、秘密会は地方自治法に規定されており、町民の利害関係などが含まれるなどの、特別な理由があるなど判断される場合のみ適用されるもので、湯河原町では湯河原町議会会議規則、湯河原町議会委員会条例により、議会委員会の議決により、秘密会とすることができることになっております。

ご理解をいただき、ご退席をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(対象者以外退席)

それでは、次に秘密会の開会に当たり、2点ほどお伝えをしたいと思います。

1点目は、秘密の保持についてでございます。湯河原町議会会議規則第92条第2項に、「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない」との規定がございます。

このことに反した場合は、議員は懲罰の対象になり、職員におきましては、地方公務員法に基づく、罰則の適用を受けることになることをご承知置ください。

2点目、議事録についてでございますけども、秘密会におきましても、通常の委員会と同様に、会議録の性質上、議事の記録はとりますが、湯河原町議会会議規則第91条第1項の規定に基づき、公表はいたしません。

私の方からは以上であります。

○委員長【室伏友三君】 今日の案件は、秘密会も含めて、全てこれで終了したと思います。

それでは、これで一応秘密会を閉じさせていただいて、今度また委員会へと移りたいと思います。

それでは、委員会に移りますが、その他何かございませんでしょうか。小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 これは前回いただいた名簿と、全く同じだと思うんですけども、24年度以降の滞納の増加というのは、今のところ推測できるんですか。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 10月31日現在ですが、本年度、現年度分の滞納者の数ですが、約3,200人、8科目全部あわせて、金額が1億5,000万円ほどになっております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員、よろしいですか。

○13番【小澤眞司君】 3,200人で、1億5,000万円の未収があるということですか。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 10月31日までに納期が来ているもので、払っていないものが1億5,000万円あるということでございます。現年分だけでございます。現年に賦課された中でのことでございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員、よろしいですか。

○13番【小澤眞司君】 はい、分かりました。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。丸山委員。

○12番【丸山孝夫君】 この資料で、116円の滞納が載っているんだけど、こういうのは、例えばもう1万円以下は、こういうところには載せないとか、その辺はどうなんですかね。116円の滞納が載っているんですよ。だけど、そう言い出したら、1円だって滞納だっていうことになっちゃいますから。その辺、こんな膨大な資料、その辺どうなんだろうね。

○委員長【室伏友三君】 露木副町長。

○副町長【露木高信君】 金額の大きい、小さいじゃなくて、滞納がこれだけあるよということで、それで例えば1万円だとすると、逆におざなりになって、それが集めるような状況じゃなくなる場合もありますので、やっぱり資料としては、全部こういう形で整えておいて。

確かに1万円以下ですと、行けば、まあうっかりミスが多いと思うんですが、そういうことも踏まえまして、要は、これからの強化をします。だから、今までも、金額が小さいからというような形で、ずっと滞納になって、そういうのも事例がございますので、今後も強化をする意味があるということで、逆に1円からということで、そういう形でやらせていただきました。

○委員長【室伏友三君】 よろしいですね。あくまでも資料として出してあるということです。

他にございますか。松野委員。

○15番【松野 満君】 せっかく、議会にこういう特別委員会ができたんで、実際に法律上、議員がどこまでのあれができるのか、そして、せっかく9月の議会で特別委員会をつくったお陰で、少しは納税者も滞納を払ってくれるようになったとか、そういう事例とかそういうのは、今のところ無いのか、ちょっとその辺をお聞きしたい。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 ご質問の趣旨が、ちょっと分かりかねるところがありますが、議会の方が滞納整理に参加なさるという意味ですか。

○15番【松野 満君】 だから、どういうアドバイスができるのか。我々、法律上だめならだめなんだから。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 もちろん、おっしゃるとおりで、徴税吏員の資格を持っていなければ、役場の職員といえども、滞納整理をすることは、法的に認められておりません。

議会側からの協力ということになりますと、私の思い付く限りですけども、やはりこういった場をお借り

し、資料を提出させていただく中で、我々の滞納整理に関して、ヒントになるようなものがあれば、ご教示いただければ、それが直接的ではないにしても、間接的にも、我々の滞納整理を進めていく上での力になると思いますので、その辺はご協力をお願いしたいと思っております。

○委員長【室伏友三君】 露木副町長。

○副町長【露木高信君】 先ほどのアドバイザーの件とちょっと重複しますけども、まだその会社と細かな打合せをしておりますけども、担当者との打合せの中では、そのアドバイザーを導入することによって、相当の、町に苦情等が来るということで、その苦情に対応できるかどうかということも、その会社の方が心配されております。

ですから、逆にそれは、裏を返すと、各議員さんの知っている方が、議員さんをお願いに来る可能性もありますので、またそのときは、ともどもよろしくをお願いしたいというようなことで。必ず、相談に来ると思います。

まだ実際に、徴収の職員とは、細かな打合せをしておりますけども、逆に職員が付いてこられるかどうかというのがあるということで、それらにつきましては、また部内の打合せで、はっきりした形のものを、今後の対応を考えていきたいというようなことも思っておりますので、その点を踏まえまして、これからのことをお願いしたいと思います。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。土屋委員。

○14番【土屋誠一君】 ちょっとお聞きしますけど、収納率で、神奈川県で確か33番目とか何か言われていたような気がするんですけども、事業仕分けで、蓮舂さんが言ったような気がするんだけど、上の自治体と、湯河原は収納の仕方が違うんですか。例えば、市は別にして、町村の方でもいいんですけど、町村のトップと湯河原が下位だとすると、同じようなことをしていて、こういう差、要するに、同じようなことをしているわけですか。他の自治体は、収納率がいいところは、何か違うことをやっているんですかね。ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 基本的には、滞納整理の手法は、それほど市町村によって変わるものではございません。「滞納整理に王道なし」という言葉がございます。地道な財産調査、あるいは滞納者の住民票・戸籍票、そういったものをコツコツコツ調べながら、財産を見つけて、どうしても納税していただけない方には差押えをして、それでも納税していただけない方には、それを処分して、税に充てるという、基本となるべきものは、共通しているものだと考えております。

○委員長【室伏友三君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 土屋委員のご質問の趣旨は、現年分の滞納率についてだと思んですけど、これ、どこまで他の情報を持っているか分かりませんが、私は、あくまでこれは、推測ですけども、たぶん2市8町の中を見ても、町県民税の特別徴収、事業者側があらかじめ給料から天引きをしてという、恐らくその件数は、湯河原は、少ないのかなと考えられます。その事業所が滞納してしまえば、滞納になるわけですけど、恐らく地域性としては、いろいろな事業所がある中で、どちらかというと、中小零細企業の件数が多い。

したがって、国税については、恐らく源泉を事業者側が預かると思いますが、町県民税までの特別徴収というのが、あまり、湯河原で多いとなると、例えば、旅館さん1つとっても、特別徴収しているかという、結果的には、働いている方がご自分で町県民税を納税するという状況もありますので、必ずしもそれが全てとは言いきれませんが、やはり上郡の方の、いわゆる現年分の徴収率が高いところについては、恐らく特別徴収というものがあるのかなと、こんな状況も1つ考えられると思っております。

○委員長【室伏友三君】 土屋委員。

○14番【土屋誠一君】 観光地の宿命みたいなものもあるし、それは重々わかっているんですよね。収納率も、先ほどの数字を見ると、結構いい部分もあるので、先進事例も勉強しながら、県のアドバイザーの人にも教わりながら、そういうことをやってもらいたいと思っております。

ただ1点、この資料を見ると、結構、個人的に知っている人がいるんですけど、そういう情報っていうものは、たとえば収納の方の人に、私たちは言えるんですかね。

たとえば、「音信不通」とかって書いてあるじゃないですか、分からないとかって。ただ、働いているところは知っている場合があるわけです。そういう場合は、言っちゃいけないのかな。その辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

○委員長【室伏友三君】 露木副町長。

○副町長【露木高信君】 そのための、今回、秘密会をさせていただいたものですから、逆にそれが、その方がもしこの中に、不明者がこういうところにいますよということは、要は、同じ秘密会同士の間柄ですから、直接、例えば室長だったら室長の方に言っていただければ、行政側が調査しますので、それでそこに伺うというような形になります。そういった情報は、ぜひともお願いします。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。

(なし)

○委員長【室伏友三君】 町側から、何かございますか。

(なし)

○委員長【室伏友三君】 それでは、委員会も秘密会も、これで全て終了したということで、大変お疲れ様でした。これにて、町税等徴収対策強化特別委員会を閉会いたします。